2022 年 9 月 26 日

島田　薬薬連携規則

基本方針
薬薬連携を推進することにより、地域医療に貢献する。
共同で教育研修を行うことにより、地域全体の薬剤師のレベルアップを図る。

以下の取り組みを行う。

1. お薬手帳（以下、「手帳」と略す）について

目的　患者が手帳の必要性を理解し、常に携帯するようになる
　　薬剤師は、手帳が患者にとって有益で必要なものになるよう患者情報の記載に努める。

（島田市立総合医療センター　薬剤部（以下、「病院薬剤部」と略す））
入院患者の入院中の治療経過（注射を含む）について、退院時に手帳に記載し、手帳が退院後の薬の調剤をおこなう保険薬局（以下、「かかりつけ薬局」）での患者指導に活用できるように努める。また必要な患者には退院時服薬管理情報提供書を発行し、退院時薬剤情報連携加算の算定を行う。

病院の Web サイトを使いかかりつけ薬局へ積極的に情報提供を行う。（必要に応じ情報にはパスワードを設定する）
　　院内製剤内規　抗がん剤レジメン　新規採用薬情報　CKD ガイドライン　等

（かかりつけ薬局）
病院薬剤部から退院時に提供された情報が、かかりつけ薬局でのその後の指導にどう影響したか評価し、病院薬剤部にフィードバックする。

2. 入院時の持参薬確認について

目的　入院時の持参薬確認の質を高める

（病院薬剤部）
患者の同意のうえで、かかりつけ薬局に患者情報の提供を求める。得られた情報は、カルテに記載し、その後の診療また病棟薬剤管理業務・服薬指導に活用できるようにする。

「患者情報提供依頼書」（様式）をファックスで送付し情報提供を求める。

（かかりつけ薬局）
病院薬剤部より提供された情報を参考に服薬指導を行う。服薬状況や副作用などを確認し得られた情報は、病院薬剤部にフィードバックする。

3.院外処方箋について

目的　かかりつけ薬局での服薬管理、服薬指導の質を高める。
　　情報を共有することにより患者の医療の質と安全を向上する。

（病院薬剤部）
処方内容について、かかりつけ薬局からの疑義照会について対応する。
かかりつけ薬局での服薬管理、服薬指導に必要な情報を提供する。

（かかりつけ薬局）
かかりつけ薬局が服薬管理、服薬指導から得た情報は、病院薬剤部にフィードバックする。

（かかりつけ薬局、病院薬剤部）
方法については、別に定める疑義照会の規定に従う。

4.研修会・講演会の開催について

目的　薬薬連携の強化と地域の薬剤師のレベルアップを図る。

薬薬連携の推進及び地域の薬剤師のレベルアップのための研修会を共同で開催する。

5.今後の展望
現状として、抗がん薬を中心に情報交換を行っているが、将来的には他分野にも情報交換を広げていく。
医療保険制度の変化に柔軟に対応し、薬薬連携の仕組みをより強固なものにしていく。

島田薬剤師会
島田市立総合医療センター　薬剤部